															第	号
住配力												令和	I	年	月	日
所在 氏							шп.									
名 称 殿													税務署	長		即
					年の	分 相系	続税の	加算	税の則	武	課決定通知	知 書 (ì	通知用])		
				年を本税の額に対		目続税 (旧算税に・					決定	します。		内付すべ	き	
1				により納付すべき	又は洞			[_						_
斜洞	的付 戊 少	付すべき 少する 加算税 納付すべ 減少す 円						重 加	第 税 円	(納付すべき加 に同封の納付書 入代理店(郵便 さい。	事により 目	本銀行	(本店、支	店、代理店及び	歳
2	t.	口算	税の)計算												—
\bigcap	_	_	_				賦課決定額					変更決定後の賦課決定額納付すべ				
	1					税の基礎よる税額	B加算税 の割合	し加り	算税の額		D 加算税の基礎 となる税額	E加算税 の割合	F 加昇	税の額	減少する額	
	国税通則法に基づ	1):	通	常分		0,000	100	$(A \times B)$	Р		0,000		(D×E)	H H		
		2		条第2項に係る部分		円 0,000 円	5 100	$(A \times B)$	F		円 0,000 円	5 100	$(D \times E)$	円円		
		第66名	後累	③第1号に係る部分		0,000	100	(A × B)	F		0,000	100	(D×E)	円	/	'
		余第 3	積納付	④第2号に係る部分		0,000		(A×B)		9	0,000		(D×E)	円		
		条第3項の規定の海	額	⑤第3号に係る部分		0,000		(A×B)	Р		0,000	100	(D×E)	円		
	基づく	定の適	積.	⑥第1号に係る部分		0,000		(A×B)		9	0,000	100	(D×E)	円		
	計算	適用がある場?	付税	⑦第2号に係る部分		0,000		(A×B)			0,000		(D×E)	円		
加算税				⑧第3号に係る部分第3項に係る部分		0,000	100	(II / D)			0,000	100	(D/L)	円		
枕		台	((3)	+4+5)-(6+7+8))	H		10	(A×B)			円	10	(D×E)	円		
		(10)	第66多	条第6項に係る部分	0,000 円		100	(A×B)	· F		0,000 円		(D×E)	円		
	書	又は	r 産調 財産			0,000	100	(A×B)	· F		0,000 H		(D×E)	円		
	俘	る	書に控除			0, 000 E	100		9	0,000 H		(D×E)	円			
	又は加算 ③10%加算額 円 ① 0,000 100 ① 10							-/			0,000		(2 · · 2)	円	/	円
				t(9) +(0-(1)+(2+(3))			1	(A×B)	· F			1	(D×E)	円		
重加	重 国税通則法に 10mm 吊 分 0,000 100						(A×B)			0,000 H		(D×E)	円			
加算税	に係る部分 ID合 計 額					0,000 100		円			0,000		(2 * * 2)	円		円
		(15	+ 16)						_						
3	5	<u>_</u> の	通知	に係る処分の理	曲											
												·				
																<u>_</u>